

技 第 2 1 2 号
令和5年6月29日

島根県建設産業団体連合会長 様

島 根 県
土木部 技術管理課長
土木部 港湾空港課長
農林水産部 水産課長
(公 印 省 略)

島根県週休2日工事の試行要領の改定について（送付）

標記について、別添のとおり通知しておりますので、お知らせします。

問い合わせ先
土木部技術管理課
土木設計基準係 電話：0852-22-5941/5390
農林設計基準係 電話：0852-22-5942/5653



技 第 2 1 2 号
令 和 5 年 6 月 2 9 日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長 } 様

土 木 部 技 術 管 理 課 長
土 木 部 港 湾 空 港 課 長
農 林 水 産 部 水 産 課 長

島根県週休2日工事の試行要領の全面改定について（通知）

島根県週休2日工事の試行については、令和4年5月30日付け技第154号「島根県週休2日工事の試行要領の改定について」等※により行っているところですが、労働基準法が改正されることを踏まえ、本通知へ統合のうえ廃止することとしますので、関係職員に周知願います。
なお、各市町村及び関係団体へは別途送付しています。

- ※令和4年3月30日付け 技第714号
「島根県週休2日工事の試行要領の改定について（通知）」：土木部編
- 令和5年6月13日付け 水第309号
「島根県週休2日工事の試行要領の訂正について（通知）」：港湾・漁港漁場工事編
- 令和5年5月30日付け 技第154号
「島根県週休2日工事の試行要領の改定について（通知）」：農林水産部編

記

1. 改定対象

	島根県週休2日工事試行要領	特記仕様書	実施フロー	Q & A	休日取得表 休日取得状況表	実施希望 報告様式 (様式1)	履行証明書 (様式2)
土木部編	○	○	○	○	○	○	○
農林水産部編	○	○		○	○	○	○
港湾・漁港漁場工事編	○	○		○	○	○	○

○：改定あり ー：改定なし

2. 改定内容

- ①従来は、週休2日工事の対象外としていた「時間制約のある工事」や「道路及び河川維持管理業務」等を受注者希望型の対象とします。
- ②受注者希望型において、交替制による週休2日を選択可能とします。
なお、港湾空港課所管の空港事業を除きます。

3. 適用年月日

令和5年8月1日以降に起案する工事、道路及び河川維持管理業務等
ただし、既発注工事においても本通知日以降に現場着手する工事については、受発注者協議により適用可能とする。

4. 留意事項

工期については、〈工期に関する特記仕様書〉「5. 当初算定工期及び施工中における工期の変更方法」及び「6. 受注者の工期検討及び受発注者の役割について」に基づき適切に設定すること。

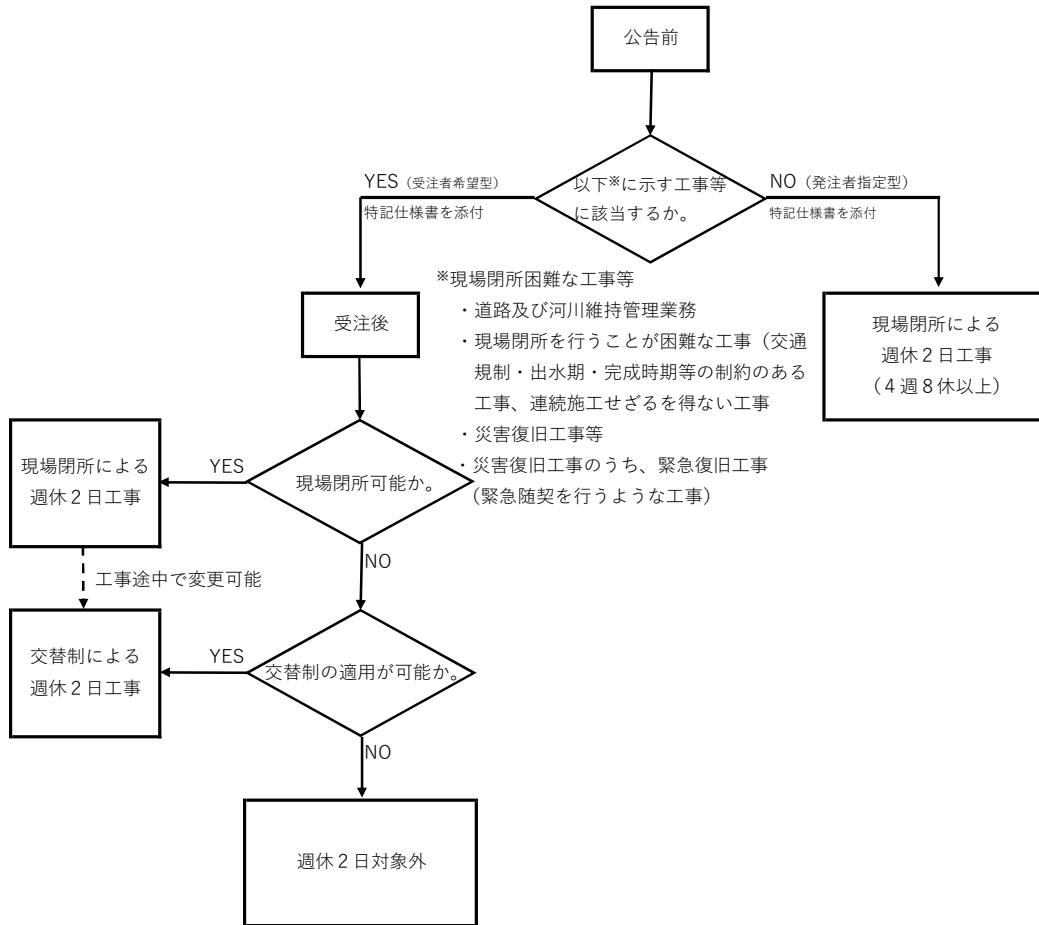
問い合わせ先
土木部技術管理課
土木設計基準係 電話：0852-22-5941／5390
農林設計基準係 電話：0852-22-5942／5653

令和5年度 週休2日工事に係る選定について（フロー図_土木部・農林水産部編）

（別紙1）

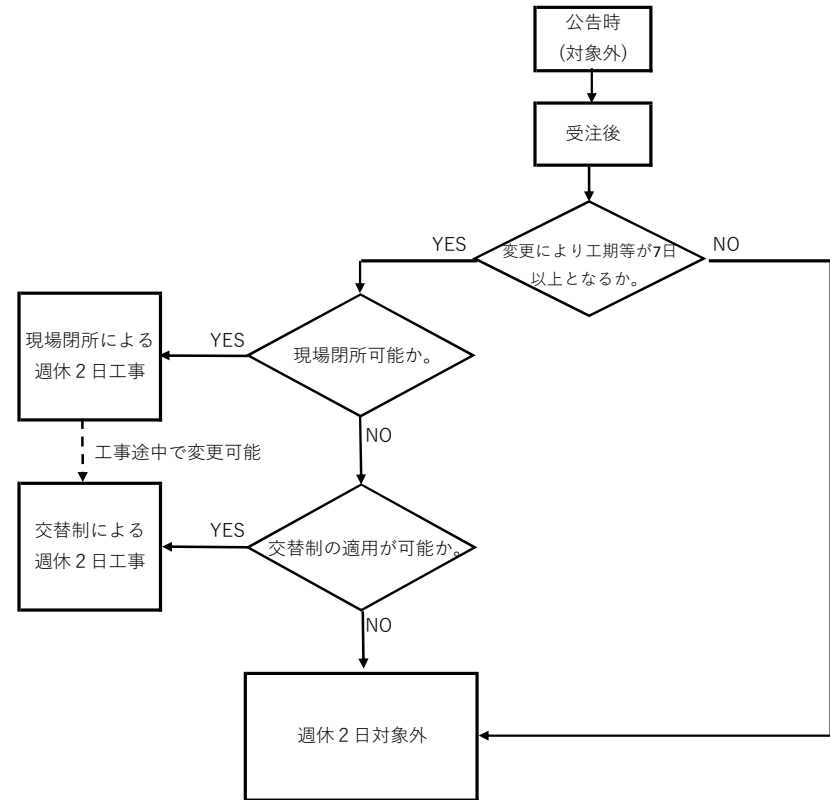
○方式選定にあたっては、下記フロー(①工期等の積上げ日数が7日以上の場合,②工期等の積上げ日数が7日未満の場合)を参考にすることとし、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

①工期等の積上げ日数が7日以上の場合



ただし、交替制の適用にあたっては港湾空港課所管の空港事業を除きます。

②工期等の積上げ日数が7日未満の場合



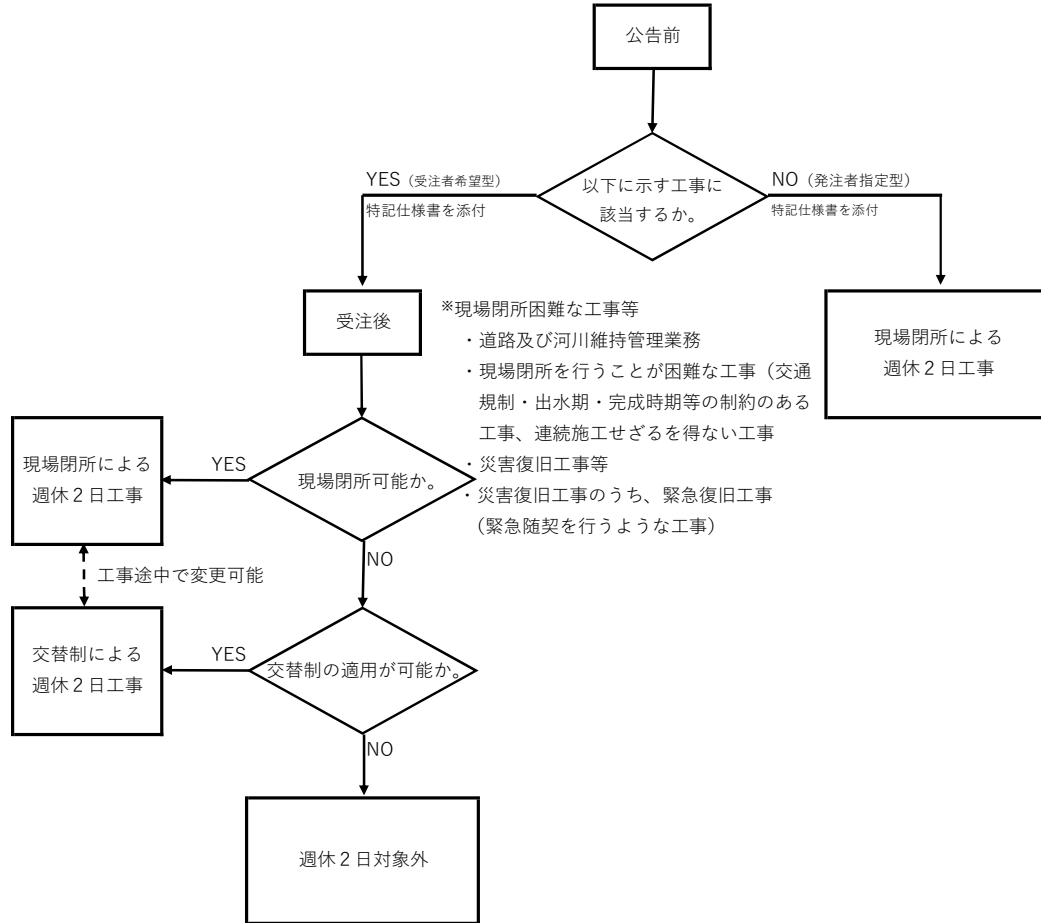
ただし、交替制の適用にあたっては港湾空港課所管の空港事業を除きます。

令和5年度 週休2日工事に係る選定について（フロー図_港湾編・漁港漁場工事編）

（別紙2）

○方式選定にあたっては、下記フロー(①工期等の積上げ日数が7日以上の場合,②工期等の積上げ日数が7日未満の場合)を参考にすることとし、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

①工期等の積上げ日数が7日以上の場合



②工期等の積上げ日数が7日未満の場合

